

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の実車走行キロ(ロ)	km				経常収支率	%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
	円 銭	円 銭	円 銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	再編特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ロ)	運休回数 (ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数 (ニ)	運行割合 (100%を超える場合は100%を上限とする。) (ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ	
				起点	主な経由地	終点										
姫路市	1	-	坊勢循環	旅客船ターミナル	西ノ浦	旅客船ターミナル	2682	回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
姫路市	2	-	真浦線1	網場南	真浦公園	赤坂	999	回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
姫路市	3	-	真浦線2	網場南	真浦公園・老人福祉センター	赤坂	948	回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
姫路市	4	-	宮線	宮港	赤坂	真浦公園	1947	回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
								回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
合計																

市区町村	申請番号	実車走行キロ ヌ	補助対象経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ヲ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ルーラ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 レ	国庫補助金申請額 ソ
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ-ラ=ツ	損失額から国庫補助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号)によること。
4. 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
9. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
10. 「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
11. 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
12. 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
13. 「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
14. 「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
16. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
17. 「補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
20. 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
21. 「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
22. 「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
2. 様式第1～5の運行系統別輸送実績。